

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の二様式（令和元年改正）

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 (⑭-⑮) ⑯
当期において控除する外国税額の計算				円	円	円
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①		・	・		
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・	・		
	計 (①+②) ③		・	・		
当期分 の 控除 外国 税額	国税の控除限度額(別表1の①、同表 の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・	・		
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超え る額は下段に ⑤		・	・		
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・	・		
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		・	・		
	前3年以内の控除余裕額のうち当 期加算額(別表1の㉒は上段に、 ㉓は下段に) ⑧	(イ) (ロ)	・	・		
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は 下段に) ⑨		・	・		
	当期分の控除外国税額(⑤又は⑨ の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)	・	・		
前3年以内の控除未済外国税額	(イ) (ロ)					
当期分として算定した法人税割額 (㉔若しくは⑩又は第6号様式の⑦- ⑧-⑨) ⑫						
当期において控除する外国税額(⑩ 若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は ㉔及び㉕) ⑬						
			計	⑪		
			当期分			
			翌期繰越額計			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業者数 又は補正 後の従業 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する外国 税額(⑩又は⑱の うち少ない額)	従業者数 又は補正 後の従業 者数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額	各市町村ご とに算定した法 人税割額	各市町村ご とに控除する外国 税額(⑩又は⑱の うち少ない額)
特 別 区 以 外	名 称	所 在 地	⑰ 円	⑱ 円	⑲ 円	人	⑳ 円	㉑ 円	㉒ 円
	小 計		㉓				㉔		
特別区			㉕((⑩(イ)+⑩(ロ)) -㉖)				㉖((⑩(ロ)+⑩(イ)) -㉗)		
	合 計		㉗	㉘	㉙		㉚	㉛	㉜
			控除未済繰越 額 (㉗-㉙) ㉛						控除未済繰越 額 (㉚-㉜) ㉝

東京都主税局

(注) 上欄の表中、上、下段に区分されているものは、上段に都道府県分を、下段に市町村分をそれぞれ記載します。